

各所属所長 殿

公立学校共済組合鹿児島支部長
(鹿児島県教育委員会教育長)

育児休業手当金、育児休業支援手当金、介護休業手当金及び育児時短勤務手当金の給付上限日額等の変更について（通知）

公立学校共済組合の育児休業手当、金育児休業支援手当金、介護休業手当金及び育児時短勤務手当金の給付水準は、雇用保険法に定める育児休業給付、出生後休業支援給付、介護休業手当金及び育児時短休業給付に準じています。

このたび、雇用保険法第17条第4項第1号、第2号ロ及びハ並びに第61条の12第2項に定める賃金日額が変更されたことに伴い、令和7年8月1日以降の休業期間に係る育児休業手当金、育児休業支援手当金、介護休業手当金及び育児時短勤務手当金の給付上限日額等が下記のとおり変更されましたので、貴所属の組合員へ周知してください。

記

1 給付上限日額の変更

区分	給付上限日額	
	変更前 (令和7年7月休業分まで)	変更後 (令和7年8月休業分から)
育児休業手当金 (100分の50適用の場合)	10,697円	10,984円
育児休業手当金 (100分の67適用の場合)	14,334円	14,718円
介護休業手当金	15,778円	16,207円
育児休業支援手当金	2,781円	2,855円

- (注) 1 給付日額が給付上限日額を上回る場合は、給付上限日額を基に給付額を計算する。
2 育児休業を取得した期間が通算して180日に達するまでの期間は、給料日額の100分の67を給付する。

2 育児時短勤務手当金

区分	変更前 (令和7年7月休業分まで)	変更後 (令和7年8月休業分から)
基準報酬月額相当額	470,700円	483,300円
支給限度額	459,000円	471,393円
最低限度額	2,295円	2,411円

問合せ先
担当 年金給付係 中村・水本
電話 099-286-5206
(県立学校のみ) 本文書の分類基準表上の
分類記号: 「B-7-2(共済組合)」